

令和 2 年 6 月 4 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17H00952

研究課題名(和文) 東アジア法域の基本六法語彙の比較による比較法研究基盤の構築

研究課題名(英文) Creation of a research base through a comparison of the terminology of six basics laws in East Asian jurisdictions

研究代表者

松浦 好治 (Matsuura, Yoshiharu)

名古屋大学・博士課程教育推進機構・特任教授

研究者番号：40104830

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 24,100,000円

研究成果の概要(和文)：比較法により、日本、中国、韓国、台湾の法のより深い理解を得ようとする専門家の国際ネットワークを構築した。ウェブ経由の共同講義を通して法域間の異同を表現する図式作成作業を行った。法案作成手続、訴訟法、法運用体制などについて、成果を得た。六法の語彙レベルでの分析と比較の作業は、基本法がそれぞれ独自の用語群をもち、共有語が極めて少ないことを確認した。4つの法域間の用語共有関係等の分析は、共通辞書データベースを充実(12,000語にさらに6,000語を追加)させつつ進行中である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本、中国、韓国、台湾の法を相互に理解することが求められている。本研究には、二つの目的があった。(1) 基本六法(憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法)が相互にどのような法的用語を共有しているかを各国法について分析すること、(2) 法的語彙の実際の機能を特定するため、各法域の実務を図示して、効率的な相互理解に貢献することである。日本法では、六法で共有される用語は、極めて少ないと確認した。これは、各法が各々独自の用語で法情報を提供しているのを意味する。他の法域も同様の傾向がみられた。制度や手続きの概要を図式化し用語の具体的な機構をより理解する作業は、手続法の領域で有効であると確認した。

研究成果の概要(英文)：This project successfully created an international network of legal experts who wish to know foreign laws deeper through the comparison of laws of Japan, China, Korea, and Taiwan. Based on this network, the project taught jointly at some graduate programs and produced various illustrations to highlight functional differences of the same terms. The illustrations are particularly useful in comparison of legislative drafting, procedure laws, and the use of the law. A vocabulary analysis clarified that each basic law uses a fairly unique set of vocabulary without sharing common terms. The further analysis of what terms six basic laws of four jurisdictions share waits for the completion of a shared vocabulary database for comparative law.

研究分野：法情報論、法思想史、法と経済

キーワード：比較法 漢字文化圏 法令語彙のオントロジー 国際共同研究 法令翻訳辞書

1. 研究開始当初の背景

法は、社会を理解するための重要な情報資源である。法は、旧法から現行法に至る長期の歴史情報で構成され、その中に、現行の各国の政府の仕組み、社会運営の方法、社会的な向上の仕組み、資源の活用、紛争の処理などの幅広い情報とこれまでの歴史的变化の情報が集積されている。

ところで、国立国会図書館のNDL-OPACを「アジア法」で検索すると137件の文献がヒットするが、これまでの多くの研究は、特定国の法あるいは二国間比較を中心としていた。しかし、明治以降の日本は、近代化を進める過程で欧米の影響を受けながらも、中国の対応を参考にするなど、東アジアと日本は相互に影響しあってきた。そのため、研究代表者は、東アジアの法域全体を視野に収めた比較法の重要性を確信し、東アジアの専門家と国際共同研究を進めてきた。

日本の法令情報の国際発信との関係では、本研究組織のメンバは、法務省の『法令外国語訳データベースシステム(JLT)』の開発に関与し、JLT収録の日英対訳法令文(約40万文)などをデータとして、法令用語日英辞書の構築手法、法令用語の類義語の抽出手法、翻訳メモリを用いた翻訳支援手法を開発した。

法令を記述する用語・語彙は、比較法の基礎資料であり、本研究組織メンバは、基盤研究(S)等において、法情報の国際的共有・理解を目的として、韓国、中国、台湾との国際共同研究により、日本の法令用語約12,000語を見出し語とする東アジア法令用語多言語対訳辞書の開発を推進した。その際、情報科学系メンバが法務省のJLTの『法令用語日英標準対訳辞書』(4,482語)(2012)と韓国法制処編『法令用語韓英辞典』(9,306語)(2009)などを基に、各法域・言語における法令用語の機械的対応付けなどの整備を行い、法学系メンバが辞書データの精査を行った。また、法令用語の経時的変化の分析と社会背景との関連の分析も行った。

研究組織メンバは、この対訳辞書開発の過程で東アジアの4法域は、ほぼ同じ語義の用語を33%程度共有するが、残る7割の用語の共有パターンは多様であり、15%は、特定の法域でしか使用されないこと、また語義がほぼ同じであっても、用語が使用される法分野、制度的背景、法的発想等を意識しなければ適切な理解ができないことを認識した。(開発中の辞書、CJKT STD for Comparative Study、未公開)

その結果、東アジアの法域について、主要な法分野の精確な比較を行うためには、六法を語るための語彙と重要なテーマ(例えば、適正手続、子供の権利など)に関する語彙群を法域横断的に整備することが必要であると確信した。同時に、的確な比較をするためには、法令を理解するための背景をなす、組織図(例、統治機構)、法過程の流れ図(例、立法プロセス)などの多様な資料を容易に比較できる形で法域横断的に整備することが重要であると考えに至った。

2. 研究の目的

グローバル化に伴い改めて日本法と外国の法を比較検討する需要が高まっている。専門家が法を説明する場合、民法を説明するには民法の語彙を必要とする。本研究では、重要な法領域の語彙に注目し、東アジア法域(日本、中国、韓国、台湾)の研究者及び情報科学者と共同して、憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の基本六法(とその関連法)について、各法域の語彙をデータ化し、用語の分析によって、用語の法分野を超えた共有度、関連する用語の共起関係などの比較分析を行い、語彙の大きさや用語の異同から出発して各法域の基本的な制度の特性や理論上のアプローチの特性を浮かび上がらせることを目的とする。本研究は、あわせて、法情報の共有を通じた東アジア法の比較の仕組みを順次整備する可能性を示すことを目指す。

3. 研究の方法

基本六法の語彙整備について、情報技術の支援を受ける。分析対象とする東アジア法域の六法データは、各法域で基本六法が新規に制定された時期と現在、さらに日本法については、いわゆる戦後改革が一段落する1952年時点のデータを使用する。データは、現行法については、各国語と英語で入手済みである。関連法令については、追加収集する。語彙の収集とその一次精査は、留学生の協力を得て行い、各法域の専門家による第二次精査と注釈作成を行う。容易な比較支援のための資料の整備も、同様の手順で行う。情報処理については、研究分担者中村が担当し、法的語彙の分析、照合、法域横断的な関連付けは、研究分担者佐野が担当する。辞書の洗練と充実、研究代表者松浦が担当する。国際共同研究については、研究協力者からの支援を受ける。

4. 研究成果

初年度は、比較対象とする日本、韓国、中国、台湾の六法のデータについて、母語とその英訳の双方によるデータ収集をほぼ完了した。法を比較するため、法典の構造比較のための予備的作業を行い、各国の法の構造を表示し、容易に比較できるようにするための手法の調査を進めた。各国の法が国民に提供している権利の網羅的リストを用意し、これによって提供されている権利の重複関係、機能関係の分析作業を進めた。比較は、複数の法域の専門家が遠隔会議の仕組みを使って、法の機能を比較し、背景情報をリアルタイムで提供しあう手法の有効性を確認した。東アジア法域標準対訳辞書の量的質的向上のための作業は、台湾の憲法裁判所その他のデータをベースにした語彙集を基礎とした辞書情報整備のための検討作業会を開催して、データを蓄積し、およそ1,500語について作業を終えた。

また、国際共同研究について、中国を2回訪問し、比較法の講義と専門家との意見交換を行ったほか、遠隔会議システムを使って、双方向の講義参加、意見交換を行った。中国の専門家は、名古屋大学の英語講義、東アジア比較法に継続的に遠隔参加して、比較研究の手法の有効性を検討した。韓国成均館大学の研究者とは、韓国で研究計画を検討したほか、研究代表者が遠隔で成均館大学向けの講義を行った。韓国法令情報管理院とは、継続的に東アジア法域標準対訳辞書の質的向上と、データの公開に向けた手法について、検討を続けている。台湾中正大学とは、比較法研究の手法に関する検討を遠隔会議システムにて進めた。

研究2年目の2018年度においては、台湾法の法令用語をキーとして、中国、韓国、日本の対応用語を特定する作業を継続した。作業を終えたのは、2,200語である。基本六法語彙の対応関係に関する法域間の比較検討のため、日本の六法の全条文をデータとして集め、情報処理によって辞書見出し用の法令用語候補を用意した。用語候補を手作業で検討し、憲法160、民法969、刑法393、民事訴訟法632、刑事訴訟法620の見出しを特定した。商法と会社法の法令用語の検討もほぼ終えた。中国、韓国、台湾の六法の辞書見出し用の法令用語候補の解析を進めている。

精査後のデータについて、情報科学オントロジーの手法を使い、データの解析、法概念間の関係の表示など、より詳細な解析については次年度の課題とした。基本六法語彙に関する研究成果は、法令翻訳に関する国際学会等で報告した。とりわけ、東アジア法域の法を比較検討する手法については、国際学会で中間的な報告を行った。基本六法語彙の国際的な共有のためのウェブの概括仕様を確定し、その開発作業は次年度に持ち越した。日中韓台の若手研究者と共同で、法令用語の対応関係を検討する中で、4つの法域にとって重要な法的テーマのリストの作成作業を進めた。2018年度は、民事訴訟制度の中で実質的な口頭弁論を実施していないのは、日本だけであることを確認できたので、中韓台でなぜ、法廷の中で実質的な口頭弁論が発展し

たのかについて、検討を進めた。基本法ドメイン語彙に関する研究成果を参照しながら、東アジア法域標準対訳辞書の量的質的向上を図った。成果の一部は、オーストラリアの学会で報告済みである。また、法令翻訳に関連する国際会議において、日本の取組、辞書の開発状況などについて、招待講演を数件行った。法務省の「日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議」(2019年3月13日)においても、東アジア諸国の法令情報(各国語とその英訳情報)の発信状況について、「自国の法令情報、法制度情報の国際発信に関する海外の取組状況」として、報告した。中国の法令英訳の事業を担っている北京大学法制信息中心を2019年3月18日に、中国、台湾の研究協力者と共に訪問し、その作業の流れや翻訳の仕組みについての調査を行い、プロジェクトの責任者と意見交換を行った。

最終年度である2019年度においては、台湾法の法令用語をキーとして、中国、韓国、日本の対応用語を特定する作業をさらに引き続き行った。作業を終えたのは、2,000語であり、2018年度の2,200語と合わせて4,200語である。これは、全体のおよそ33%強である。この検討作業は、2020年度においても、関係者の協力を得て、継続している。

基本六法語彙の対応関係に関する法域間の比較検討については、商法と会社法の法令用語の1,208語の見出しを特定した。その作業に基づき、六法の見出しを統合し、複数の法領域で重複して使われている語を整理した。これによって、日本六法で使われている用語2,966語を特定した。統合上の誤差があるため、その精査を現在行っている。

中国、韓国、台湾の六法の辞書見出し用の法令用語候補の解析は、作業中であり、研究期間内の作業完了はできなかった。そのため、2020年度において、作業を継続している。

中韓台でなぜ、法廷の中で実質的な口頭弁論が発展したのかについて、検討を進めたが、この検討の成果の一部は、2019年度のLaw and Society Associationの年次総会ワークショップで共有した。刊行物としては、Susan Bartie and David Sandomierski eds., *Americanization of Legal Education: Critical Histories* (NYU Press, forthcoming)として、2020年度に公表予定である。

東アジアの法域について、法的確な比較をするためには、法令を理解するための背景をなす、組織図(例、統治機構)、法過程の流れ図(例、立法プロセス)などの多様な資料を容易に比較できる形で法域横断的に整備する書の量的質的向上が必要であり、この作業について、大学院留学生が参加する講義で資料を収集した。2019年度は、「East Asian Comparative Law (1)」その他で参加者の協力を得て、組織図、流れ図を作成し蓄積した(<https://canvas.law.nagoya-u.ac.jp/courses/972/assignments/syllabus>)。この作業は、2020年度においても、Research of East Asian Lawとして継続している(https://ct.nagoya-u.ac.jp/portal/site/2020_1_2323099/tool/fd7a5688-8b16-4a09-baed-4942b0c8c2a4)。

本研究にて作成したデータ、資料は、その整理が終わった段階で、現在非公開のデータベースに登録し、データベース自体を研究者、大学教育用に限定公開する計画である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 田中 瑛津子, 杉山 直, 齋藤 芳子, 森 典華, 松浦 好治	4. 巻 20
2. 論文標題 PhDスキルフレームワークの作成と活用 : 名古屋大学院生の自律的スキル訓練支援	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 名古屋高等教育研究	6. 最初と最後の頁 393-411
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18999/njhe.20.393	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 Takahiro Yamakoshi, Tomohiro Ohno, Yasuhiro Ogawa, Makoto Nakamura and Katsuhiko Toyama	4. 巻 25(4)
2. 論文標題 Hierarchical Coordinate Structure Analysis for Japanese Statutory Sentences Using Neural Language Models.	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 自然言語処理	6. 最初と最後の頁 393-419
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.5715/jnlp.25.393	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 佐野智也	4. 巻 274号
2. 論文標題 「外国法の参照に関する明治民法と明治商法の比較」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 53-78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) doi/10.18999/nujlp.274.3	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 松浦好治 金光石	4. 巻 273号
2. 論文標題 「国民と社会のための法情報提供の試み 韓国法令情報管理院の調査」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 161-197
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) doi/10.18999/nujlp.273.6	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件（うち招待講演 7件 / うち国際学会 7件）

1. 発表者名 小山凱丈, 佐野智也, 竹中要一
2. 発表標題 明治民法と各国民法との条文類似関係にもとづく立脚点の解析
3. 学会等名 言語処理学会第26回年次大会 (NLP2020)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Yoshiharu Matsuura
2. 発表標題 The Americanization of Legal Education
3. 学会等名 Law & Society Association 2019 Conference (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小山凱丈, 佐野智也, 竹中要一
2. 発表標題 明治民法制定時における日仏民法条文の参照関係再推定
3. 学会等名 言語処理学会第25回年次大会 (NLP2019)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yoshiharu Matsuura
2. 発表標題 A Story of Japanese Law for Modern Nation-State Building
3. 学会等名 Round Table: "Law in the 1800's" -- Japan and Italy Compared Summer School in Japanese Law "Japanese Law in the XXI Century" (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yoshiharu Matsuura
2. 発表標題 Experience and Tasks for improving Accuracy in Japanese Legal Translation
3. 学会等名 The 2nd International Conference on Legal Translation (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yoshiharu Matsuura
2. 発表標題 American Socratic Method in the Context of New Japanese Professional School of Law
3. 学会等名 Beyond Harvard: Transplanting Legal Education (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yoshiharu Matsuura
2. 発表標題 Toward a More Effective Study of Comparative Law
3. 学会等名 Closing Lecture, Summer School in Japanese Law "Japanese Law in the XXI Century" (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yoshiharu Matsuura
2. 発表標題 Current Status and Prospect of Legal Translation Center in Japan
3. 学会等名 Asia-Europe Translation Centers Network (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松浦好治
2. 発表標題 自国の法令情報、法制度情報の国際発信に関する海外の取組状況
3. 学会等名 日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議第3回（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yoshiharu Matsuura
2. 発表標題 A Multicultural Analysis of Courts and Civil Litigation in East Asian Jurisdictions
3. 学会等名 Area Studies and Beyond (Asian Studies Association of Australia Conference) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松浦好治
2. 発表標題 「法の情報学を創る」
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会第17回研究大会（招待講演）
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 田中規久雄・松浦好治	4. 発行年 2019年
2. 出版社 デザインエッグ社	5. 総ページ数 150
3. 書名 田中規久雄・松浦好治編『法学新入門』第2版	

1. 著者名 Susan Bartie and David Sandomierski	4. 発行年 2020年
2. 出版社 New York University Press	5. 総ページ数 forthcoming
3. 書名 Americanization of Legal Education: Critical Histories	

1. 著者名 田中規久雄・松浦好治	4. 発行年 2017年
2. 出版社 デザインエッグ社	5. 総ページ数 152
3. 書名 法学新入門	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	佐野 智也 (Sano Tomoya) (30419428)	名古屋大学・法学研究科・特任講師 (13901)	
研究分担者	竹中 要一 (Takenaka Yoichi) (00324830)	関西大学・総合情報学部・教授 (34416)	
研究分担者	中村 誠 (Nakamura Makoto) (50377438)	新潟工科大学・工学部・准教授 (33108)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	施 施玲 (Shee Huey-Ling)		
研究協力者	丁 相順 (Ding Xiangshun)		